

ポストモダンから見る 近代人道主義の内実

人道思想二〇〇年の系譜と課題

ポストモダンがあらゆる価値基盤の洗い直しを迫る現代、人道主義という価値はいかなる基盤に立脚すべきか。今立つべき場所を定めるためにも、

「モダンな日本」における人道主義を振り返ってみたい。

日本赤十字秋田看護大学教授
井上忠男

いのうえ ただお

一九五一年生まれ。早稲田大学商学部卒業後、七六年に日本赤十字社入社。国際部開発協力課長、企画広報室参事を経て現職。著書に『医師・看護師の有事行動マニュアル』『戦争と救済の文明史』『戦争のルール』など。

降る雪や明治は遠くなりにけり

中村草田男が昭和初期に哀感をこめて吟じた明治は、一九二二年七月三〇日、明治天皇崩御をもって終焉した。あれから一〇〇年、近代日本の礎を築いた明治は遥かに遠くたった。しかし、あの時代を風靡したある種の思想的遺産は、ポストモダンがいわれて久しい現代でも時代を読み解くキーワードとして存在感を放つ。「近代」の捉え方は視点によりさまざまだが、ここでは明治期に誕生した赤十字運動に象徴される人道思想と国際人道法の発展史から、近代およびポストモダン時代の「人道主義」をめぐる状況を考えてみたい。

近代化を支えた道義的価値としての人道主義

『坂の上の雲』に描かれる明治は、いわゆる「偉大な明治」であり、その明治を偉大ならしめたものの一つは大らかな理想主義と高潔な時代精神であった、というのが司馬遼太郎的解釈である。こうした明治の気骨は、当時世界で持て囃されたヒューマニタリアニズム（人道主義）の潮流と軌を一にする。

今日、グローバルイズムの語が頻繁に使われるように、一九世紀はJ・ベンサム（J. Bentham）の造語とされる「インターナショナル」やヒューマニタリアン、コスモポリタンという言葉が先進的

な響きをもって頻繁に使われた時代だった。国際化の中こうした思想的潮流の一方で強烈なナショナリズムも並存し、産業革命と工業化が齎した矛盾としての労働者階級の過酷な現実、グローバル化する市場経済の格差の狭間で喘ぎながら、「われら九九%」と叫ぶ現代の若者や貧困層を髣髴とさせる。こうした時代を背景に国際赤十字・赤新月運動が始まり、労働運動や社会事業などの人道的事業が興隆したのが明治期の世界だった。E・バーリンは、一九世紀の二大解放運動を人道的個人主義とロマン的国民主義と特徴づけた。もともと当時の人道主義者とは他人のことに関わりたがる「でしゃばり」や「おせっかい」を揶揄してしばしば用いられたようだが、一般的には困っているすべての人に対し、彼我の別なく援助を差し伸べる思いやりに満ちた人々を意味していた。

人道思想は、一九世紀後半に急速に発展した戦時国際法の法典化プロセスに取り込まれた。例えば、近代戦争法の嚆矢とされる南北戦争時の『リーバー綱領』（一八六三年）は人道的理由から敵対行為に制限を課し、一八六八年のサンクト・ペテルブルグ宣言が始まる一連の戦時適用の国際文書も「人道の要請」や「人道の法則」に言及し、戦争の必要性は人道の法則と調和しなければならないとした。

こうした人道主義の実行は明治期の戦時に顕著に見られるが、例えば日清・日露戦争に従軍した国際法学者・有賀長雄の「日清戦役国際法論」に描かれた戦時の遵法行為は、「日本ほど熱心に国際法を遵守した国は他にないだろう」と欧州で絶賛され、また「日露陸戦国際法論」はフランスで高く評価され、同国陸軍のテキストとして活用された。戦場においては、例えば、一九〇四年八月の旅順口攻撃に際し、陸軍はロシア人民間人の避難をロシア軍に勧奨している。また鴨緑江取材したタイムズ紙記者は、「日本の野戦病院に収容されたロシアの負傷兵は最大級の看護を受けている」とロンドンに記事を送っている。日露両赤十字社救護員が笑顔で記念写真に納まる光景はこの戦争の一面を象徴している。

他方、当時の文部省は、ロシア兵捕虜の国内収容に際し、全国の学校教師に対して「帝国政府は目下、ロシアと戦争状態にあるが、由あつて日本に抑留されているロシア人に対し、生徒児童が憎悪を抱くことのないようすべきである」（要約）との通達を出している。こうした実行は、例えば「征露軍士」の碑文の「征露」の表現に異議を唱えた福岡県知事河島醇の行動など、単に不平等条約改正を意図した政策的便法と見るだけでは理解できないものもあり、明治人の清廉な人間性を垣間見る思いがする。それは西欧の人道主義というよりも日

本固有の精神文化に根ざしたものとも考えられ、後の第二次大戦時の出来事とはかなり様相を異にする。

文明国主義の独善のなかで

日露戦争後のポーツマス会議で小村寿太郎らと鏝迫り合いを演じたロシア代表団の一人フリードリヒ・フォン・マルテンスは、一九世紀の国際社会で持て囃される思想が人道主義と文明国主義であるとみなしていた。彼が提案し、一八九九年のハーグ陸戦条約前文に挿入されたいわゆる「マルテンス条項」は、法に明文規定がない場合に依拠すべき原則として「人道の法則」と「公共の良心」を措定した最初の例である。これにより人道主義は単なる道義的規範から法的規範性を帯びるに至ったという点でマルテンスは近代人道思想の普遍化に大きく貢献した。戦時国際法の淵源が戦時の人道的慣行にあると考えたJ・S・ピクテラが第二次大戦後、ジュネーブ諸条約等の戦時国際法体系を「国際人道法」と命名したのもこの延長上にある。

もつとも、一九世紀の国際法も人道思想も文明国とみなされる欧米先進国のみが共有できると考えられていた点で、「文明」と「野蛮」という対立の構図を前提にする文明国標準主義の枠楕に囚われていたというべきだろう。アフリカで医療

活動に献身したA・シユバイツァーも、「我々は同じ人間だが、我々は兄であり彼ら（アフリカ人）は弟である」とし、彼らの啓蒙と教育が必要だと考えた。近代の人道主義者にも同様の傾向が見られ、初期の赤十字運動の主導者たちも、赤十字思想は欧米の文明国以外には理解も普及もされないだろうと考えていた。これに対し、ドイツ留学中に赤十字国際会議の日本代表通詞を勤めた森林太郎（後の鷗外）は会議に出された非西欧への人種差別的な動議に猛烈に反発する演説をぶつた。イギリス生活でひどく傷ついた夏目漱石も西欧の文明主義には懐疑的だった。

こうした欧米文化優位論に立脚した人道主義は、近代的進歩主義を支える道義的規範とみなされたが、その構図は、古代ローマの文明化（市民化）されたローマ人対ローマ人以外の野蛮人（バルバドス）という構図の焼き直しであり、現代においては、9・11以後のテロリズムを「文明に対する戦い」と表現したブッシュ大統領やイルカ漁を一方的に「野蛮」と断罪する西欧的な傲慢と独善、あるいは脳死を人の死と認めなかった当時の日本を「時代錯誤」と揶揄した欧米の生命倫理学者の「見識」にも通底する。人道主義が自由で民主的な社会の価値として論じられるとき、そこには近代的文明観の「独善的歪み」が潜んでいる場合があることを認識しなければ

ばならない。もし、近代的人道主義がこうした文明観を下支えする機能を担っていたとするならば、近代史の評価のなかでその真価が問われるべきである。

冷戦後の人道主義のアポリア？

ワイスやバーネットによれば、人道主義は、①一九世紀から第二次大戦まで、②第二次大戦から冷戦終結まで、③冷戦終結後から現代まで、の三段階の発展過程を経てきたとされる。しかし、この間の発展は回質的ではなく、一〇〇年前の明治の終焉を挟んで近代とポストモダンの中に深い思想的断層があるように思う。

こうしたなか、近年の人道主義は、冷戦終結後、人道支援の概念と行動規範をめぐり新たな議論を呼んできた。これは一九九〇年代以降に多発した地域紛争に伴う深刻な人道危機への対応として、人道的介入や諸国軍隊を含む多様なアクターが「人道支援マーケット」に参入してきたこと、また国家や非国家主体による人道支援の政治的利用が露骨に見られるようになったことなどを背景にする。

特に冷戦後の旧ユーゴ紛争、コンゴ紛争等では人道支援の矛盾と困難さが指摘されたし、九二年の国連による人道目的のソマリア内戦介入は軍隊に保護される人道支援や「人道的

空間」の実現がいかに困難かを世界に思い知らせた。

こうしたなかで伝統的な人道機関が擁護してきた「中立、公平、独立」の原則の批判的考察がなされ、「人道支援は紛争を長期化させている」「中立は加害者を利し、犠牲者の状況を悪化させている」「人道支援はその政治的、軍事的影響を顧慮すべきである」「人道支援は問題の根本原因を解決できない」「人道主義は時代状況により再定義が必要である」といった批判的議論がなされてきた。しかし、これらの議論は決して新しい性質のものではない。例えば、傷病兵の救護を目的に設立された赤十字や野戦病院を「兵士の再生産工場」とする見方は日露戦争当時にもあった。これは人道主義に内在するアポリアなのだろうか。

武力紛争や騒乱状況下では、いかなる中立的な行動も結果として軍事的、政治的影響を及ぼさざるを得ないとも言える。この事実を考慮していたジュネーブ諸条約は、紛争下の人道支援は「いかなる場合にも、紛争への介入と認めてはならない」(第一条約27条)と規定し、あらゆる当事者が人道活動を「聖域」として尊重することを約束させた。別言すれば、人道主義が結果としてもたらすかもしれない政治的影響を人道主義の本質的アポリアとみなしてはならないという約束である。しかし、この約束は近年ほとんど反故にされつつある。

この約束が一端流動化すれば、人道支援の基盤が崩壊し、人道活動自体の保護が覚束なくなる。そうした現実が既に進行している。

濫用される人道主義

人道支援をめぐる今日の議論は、人道の概念の曖昧さとともに人道的介入、人道支援、人道危機、人道的配慮など人道の語があまりに濫用される現代的状況にも起因する。誰もが「水戸黄門の印籠」にも似たこの言葉の「ゴリヤク」や「大義」に与ろうとしてこの言葉を濫用する。しかし、米国のニカラグアへの介入をめくり争われたニカラグア事件で国際司法裁判所（ICJ）は人道支援の要件に言及し、支援は「赤十字の実行に見られる目的に限定されたもの、すなわち人間の苦痛を予防、軽減し、生命と健康を守り、人間の尊重を確保するものでなければならぬ。とりわけ苦しむすべての者に無差別に与えられなければならない」（一九八六年）と判示した。この判決は人道主義の濫用を戒め、人道支援の定義を考える際のメルクマールとしての意義がある。

かつてマルテンスがハーグ陸戦条約前文に「人道の法則」を提起したときは、人道の意味を問う必要も定義する必要もなかった。それは自明の了解事だった。それから一〇〇

年、かつて赤十字など少数の人道機関の独断場だった人道支援は、国家や軍隊あるいは営利企業までもが参入する新たなマーケットとなり、「人道主義」は無秩序に濫用されてきた。それは、人道主義の大衆化の兆しとして歓迎すべきことなのだろうか。そこから生じる新たな困難や矛盾を背景に「人道主義とは何か」という本質論が問われるようになった。これまで「学術研究の対象としてはほとんど考慮されてこなかった」（M・バーネット）人道主義の研究が近年、欧米で活発になされるようになったのはこうした事情による。

一方、国際人道法の世界では、冷戦後の武力紛争で「人道に対する罪」などの違反行為が頻発したことから、旧ユーゴやルワンダの戦争犯罪法廷や国際刑事裁判所の設立などが進んだ。他方で、「テロとの戦い」に象徴される武力紛争の変容により戦闘員、文民の区別が意味をなさない状況が生まれ、法の履行の確保はきわめて困難になっている。

新国際人道秩序という可能性

進歩主義と理想主義が眩しかった明治が終焉して一〇〇年。確かな価値が見えないポストモダンの現代は、市場経済主義が席卷する没価値的な一元的世界が広がっている。そうしたなかでも人道主義は、「水戸黄門の印籠」のように抗い

がたい至高の道義的価値として国際社会に共有され、人權概念とともに国連憲章に基礎付けられ、諸国の一般的な人道的慣行によりその普遍性が再確認されてきた。国際人道問題独立委員会報告（一九八八年）は、「人道主義は人類が直面するさまざまな矛盾を認識するための物差しであり、またそれを解決するための処方である」（『地球・人間・生命』毎日新聞社）との認識を示している。とはいえ、人道主義は国家、宗教、民族を超えて真の普遍性を獲得したとはいえず、同報告も人道主義が「西欧的な発想から一步出て、もつと普遍的なものに基づいていれば、人道的な規範はずつと普遍的に受け入れやすくなるだろう」と指摘する。これは西欧啓蒙思想に端を発し、文明国主義に立脚した近代的人道主義への自省的な批判とみることができる。

一方、「生命の尊重」を謳う人道主義はこれまで予想しなかった生命倫理的な問いにも向きあわざるを得ない。例えば、人道主義の生命観は脳死を人の死と認めるのか否か。この問いは生命倫理が仕掛けた巧みな罠だとしても人道主義が「生命」をいかに理解するかという見解を欠いたままで「生命の尊重」を唱えることはできないだろう。さらに啓蒙思想の人間中心主義を受け継ぐ人道主義は、人間の利益のみを追い求めたあまり、他の生命や地球環境への配慮を欠いてきたこと

も否定できないだろう。

現代の人道主義は、伝統的な素朴な人間愛を基礎にしつつも、現代的な世界認識と問題意識に立つ理論で補強されなければならず、それなくして真の普遍化は望めない。その理論はいまだに模瑚としているが、その中身は、例えば利潤追求のみに走り、世界的金融危機に責任なしとはいえないヘッジファンドや金融資本主義の経済活動にも何らかの道義的・法的責任を課すような人道的秩序が柱となるべきだろう。それを「新国際人道秩序」（国連）、「国際人道秩序」（M・バーネット）、「人道的レジーム」（M・カルドー）、「国際人道主義」（D・フォーシス）、「普遍的な人道秩序」（M・ブーテ）、あるいは「グローバル倫理」（P・シンガーほか）などいかに呼ぼうとも、この秩序に回帰する以外にポストモダンのニヒリズムが支配する没価値的世界の暗闇を照らす路はないだろう。しかし、人道主義の射程をこのように拡大することが、これまで認知されてきた「人道主義の普遍性」を減衰させることになるのか、それとも再生強化させるのかは未知である。■